

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・公有水面埋立ての竣功認可(3件)	漁 港 漁 場 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
◎ 公 告	
・肥料登録の有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・換地計画の決定	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業計画の決定	〃
◎ 交通局公告	
・契約者等	総 務 課

告 示

長崎県告示第108号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 埋立ての竣功認可年月日 令和5年2月21日
- 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 佐世保市
所 在 地 長崎県佐世保市八幡町1番10号
代表者氏名 佐世保市長 朝長 則男
代表者住所 長崎県佐世保市八幡町1番10号
- 埋立ての区域
 - 位 置 長崎県佐世保市針尾西町533番から629番19に至る地先
 - 区 域 省略(閲覧図書のとおり)
 - 面 積 2,813.04平方メートル
- 埋立地の用途
海岸保全施設用地、海岸保全施設関連用地
- 埋立免許年月日及び番号
昭和53年7月15日付け長崎県指令53漁計許第38号
- 閲覧場所
長崎県佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所

長崎県告示第109号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和5年2月21日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 佐世保市
所 在 地 長崎県佐世保市八幡町1番10号
代表者氏名 佐世保市長 朝長 則男
代表者住所 長崎県佐世保市八幡町1番10号
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県佐世保市針尾西町1373番1から1375番に隣接する里道に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 572.82平方メートル
- 4 埋立地の用途
海岸保全施設用地、海岸保全施設関連用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成9年10月13日付け長崎県指令9漁計許第11号
- 6 閲覧場所
長崎県佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所

長崎県告示第110号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和5年2月21日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 佐世保市
所 在 地 長崎県佐世保市八幡町1番10号
代表者氏名 佐世保市長 朝長 則男
代表者住所 長崎県佐世保市八幡町1番10号
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県佐世保市針尾西町494番2から533番に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 429.41平方メートル
- 4 埋立地の用途
海岸保全施設用地、海岸保全施設関連用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成5年10月18日付け長崎県指令5漁計許第16号
- 6 閲覧場所
長崎県佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所

長崎県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 湯ノ本芦辺線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
杵岐市勝本町立石南触字濱田1187番2地先から 杵岐市勝本町立石南触字土1276番1地先まで	前A	9.0~18.9	552.0	
	前B	11.8~69.3	516.8	
	後B	11.8~63.6	516.8	

長崎県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市出平町甲631番1地先から 島原市出平町甲651番1地先まで	令和5年2月21日

公 告**肥料登録の有効期間の更新（公告）**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和5年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録 年月日	登録の 有効期間
長崎県肥 第661号	副産動植物 質肥料	アミノ酸有 機液肥	窒素全量 6.0%	大阪府柏原市国分東条町 3番5号	有限会社 クリエ・ジャパン 代表取締役 松嶋 優太	平成26年 3月6日	令和5年 3月6日 から 令和8年 3月5日

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業鑑瀬地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
鎧瀬地区換地計画書
- 2 縦覧期間
令和5年2月21日から令和5年3月14日まで
- 3 縦覧場所
平 日：五島市役所 産業振興部 農林課
土日祝日：五島市役所 警備室

県営土地改良事業計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)姥ノ懐地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
姥ノ懐地区県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和5年2月21日から令和5年3月13日まで
- 3 縦覧場所
大村市役所産業振興部農林水産整備課
土日祝日は大村市役所本館当直室

交 通 局 公 告

契約者等(公告)

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和5年2月21日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 824キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(名称)長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(住所)〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(電話)095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(氏名)南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎
(住所)長崎市茂里町1番46号

- 5 随意契約に係る購入単価
122,080円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト